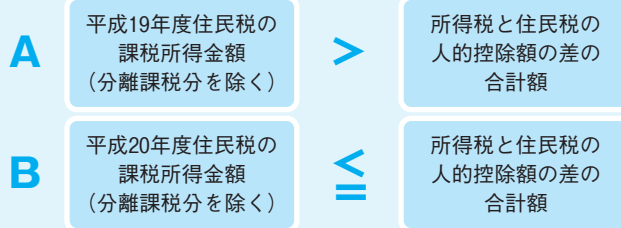


所得の変動による住民税の減額措置の対象となる方

下のAとBのどちらにも該当する方が対象です



この措置に該当すると思われる方には、6月下旬に税務課から住民税の減額申告書を送付しています。減額申告書が送付されていない方で、「減額の対象になるのではないか？」と思われる方は、税務課までお問い合わせください。

■ 問い合わせ
税務課 課税係

☎ 75-21126

所得変動に係わる経過措置 Q & A

Q 還付の申告をする際に、申告書のほかに提出する資料はありますか？

A ありません。ただし、平成19年度の所得税の確定申告書や平成20年度の住民税申告書を提出されていない方には、還付の申告後、適用の可否を審査するために所得の有無等を市区町村の住民税担当課からお尋ねすることがあります。

Q 私は、平成19年1月1日にA市に住所がありました。10月にB市に引越しました。この措置を受けるための申告書は、A市とB市のどちらに提出すればよいのですか？

A 平成19年度分の住民税の課税を行った市区町村に申告していただく必要がありますので、平成19年1月1日の時点でお住まいだったA市に申告してください。

Q 私は、平成18年分の所得税は課税されました。平成19年分の所得税は、住宅ローン控除による税額控除により、所得税はゼロになりました。この場合は、平成19年度分の住民税の還付の措置の対象になるのですか？

A この措置は、平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった場合に適用されますので、住宅ローン控除などの税額控除によって、所得税が課税されなくなった方には、この措置は適用されません。

平成19年度の情報公開請求および個人情報開示請求の状況をお知らせします

多久市では、公正で開かれた市政を目指し、平成13年1月1日から情報公開を実施しています。
また、平成14年10月1日からは市が保有する個人情報についても、本人等から請求があれば開示するという条例を制定しています。



■ 多久市情報公開・共有条例ならびに多久市個人情報保護条例の規定により、実績を報告します。
○ 平成19年度における情報公開請求件数は7件で、そのうち2件を公開しています。残りの5件については調査の結果、請求された情報が存在しなかったためと個人情報に関する情報のため公開していません。
○ 個人情報の開示請求は、1件あり公開しました。

情報公開請求状況

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

実施機関	請求件数	処理状況			請求内容の例
		公開	部分公開	非公開	
市長部局	暮らし部	3	1	2	住民異動届、戸籍取得等
	まちづくり部				
	総務部	4	1	(不在) 3	住居表示台帳等
	会計課				
議会					
教育委員会					
選挙管理委員会					
監査委員					
農業委員会					
固定資産評価審査委員会					
公営企業管理者					
	水道課				
	市立病院				
計	7	2		5	

※軽易な情報の公開183件

個人情報開示請求状況

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

実施機関	請求件数	処理状況			請求内容の例
		公開	部分公開	非公開	
市長部局	1	1			消費生活相談記録

■ 問い合わせ 市民生活課 市民係 ☎ 75-6116